

## 洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会の傍聴について

### 1 趣旨

洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会の傍聴に係る秩序の維持に関する必要な事項を定める。

### 2 傍聴の手続

洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所等必要事項を傍聴人受付票（別記様式）に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

### 3 傍聴人数の制限

委員長は、議場の事情により傍聴者の員数を制限することができる。

### 4 傍聴できない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者
- (4) 前3号のほか、委員長において傍聴を不適当と認める者

### 5 傍聴者の行為の制限

傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
- (3) 議事に批判を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食すること。

- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

## 6 写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止

傍聴者は、議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。  
ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

## 7 非公開の会議

傍聴者は、会議の公開をしないこととする議決があったときは、退場しなければならない。

## 8 退場命令

傍聴者がこの規則に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

## 9 その他

ここに定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

別記様式

傍聴人受付票

年 月 日

住 所	
氏 名	
年 齢	歳
会 議 名	洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会 第一回 検討委員会議

※記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には一切使用しません。

※記入後、傍聴人受付箱に投函してください。